

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 1 3 日

令和8年松戸市農業委員会5月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和8年5月13日午前10時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番 杉 浦 昌 平	3 番 横 山 定 勝
5 番 渡 邊 洋 子	6 番 加 藤 万里子
7 番 山 口 輝 雄	8 番 戸 張 嘉 宣
1 0 番 川 上 博 久	1 1 番 渡 来 和 治
1 3 番 鈴 木 榮 一	1 4 番 湯 浅 孝 一
1 5 番 相 田 敏 克	
明・矢切区域 齋 藤 香	明・矢切区域 平 川 正 俊
東 部 区 域 湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域 山 崎 唯 司
馬橋・小金区域 小 林 直 一	馬橋・小金区域 湯 浅 清

1. 欠席委員

2 番 杉 浦 勇 司	1 2 番 渡 邊 慶 弘
-------------	---------------

1. 関係課出席職員 農政課

課 長 内 藤 秀 明

1. 事務局出席職員

事務局長 矢 野 貴 久	主 幹 兼 農地係長 香 西 崇
主任主事 井 堀 寛 生	主 事 加 藤 翔 龍

開会 午前１０時００分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和８年５月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が１１名、推進委員が６名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号１３番、鈴木榮一委員、議席番号１４番、湯浅孝一委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日、傍聴人はありません。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第１号から第３号までとなっております。

なお、報告事項については第１号から第６号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第１号

議 長 それでは、議案第１号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

それでは利用計画について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 農政課、内藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聴くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとではなく一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件1件、農地銀行からの移行案件6件の計7件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、お配りしている参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は1,163平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、野菜全般を栽培する計画です。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は紙敷、現況地目は畑、面積は3,614平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ジャガイモ、ブロッコリーを主体に栽培する計画です。

次に、3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は991平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者は、エダマメを主体に栽培する計画です。

次に、4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、参考資料で言いますと4ページと5ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は1,477平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

次に、5番を説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の6ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は千駄堀、現況地目は畑、面積は885平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、サツマイモを主体に栽培する計画です。

次に、6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料の7ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は東平賀、現況地目は畑、面積は1,044平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ブルーベリーを主体に栽培する計画です。

次に、7番をご説明いたします。

議案書2ページの7番、参考資料の8ページをご覧ください。

当案件は、農地銀行からの移行案件で対象農地は七右衛門新田、現況地目は畑、面積は2,042平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、トウモロコシ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

まずは、議案第1号1番から4番につきまして一括で審議を行います。

意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号1番から4番につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第第1号5番につきまして審議を行います。

この案件は、松戸市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります相田委員は審議に参加できませんのでご承知おきください。

この案件について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手多数）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号5番につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第第1号6番及び7番につきまして一括で審議を行います。

ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号6番及び7番につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

（農政課長 退席）

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号15番、相田敏克です。

去る５月８日金曜日、議案第２号から第３号のため、第２審査会第１審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘農業委員、齋藤香推進委員、湯浅雅之推進委員、私の４名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請についての１番をご説明します。

議案書３ページ、議案参考資料については１から２ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の１ページのところでございます。

申請地は１筆で、面積は６３８平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認しました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、親戚に当たる譲渡人から相談があったため、譲渡人の申請理由は、高齢により農地として維持できないためです。譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員３人で９００日であり、同じく許可条件である従事日数１５０日を超えています。

農機具については、トラクター１台、動噴２台、貨物自動車２台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第２号の１番について慎重審議の上、農地法第３条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

齋藤推進委員 はい。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員、齋藤香です。

先ほどの説明で、申請地ではネギを耕作するということには十分と思います。私は賛成したいと思います。

議 長 ただいま齋藤委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番をご説明します。

議案書2ページ、参考資料については3から4ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

申請地は2筆、面積は合計2,184平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認しました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、近くで管理している農地があるため、譲渡人の申請理由は、農地として管理ができないためです。譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、構成員1人で210日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのこと。

以上、審査会では、議案第2号の2番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのこと。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員、齋藤香です。

申請地ではネギを耕作するには十分と思います。私は賛成したいと思います。

議長 ただいま齋藤委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号2番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番及び2番を議題といたします。

1番及び2番は関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番から2番をご説明します。

議案書の4ページ、議案参考資料については5ページから9ページになります。

申請地の位置については、5 ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由については、譲受人は建築資材の製造、販売、リースを主に行っていますが、事業拡大により、現在利用している資材置場及び駐車場が手狭になったことから、申請地を購入し、駐車場部分を移転して利用するためです。

土地選定理由は、既存施設から近いからです。

議案参考資料の7 ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場用地です。

排水については、雨水のみで砂利敷きによる自然浸透です。

被害防除については、単管パイプを設置します。

費用については、自己資金で賄うことから、通帳の写しを確認しました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番から2番について説明しましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之でございます。

申請では、全面砂利敷きでトラックの進入路は間口8メートルございますが、大型車が入りますので隅切りをしたほうが楽に入るのではないかと質問をしたところ、隅切りはする予定はないとのことでございました。

また、砂利敷きなので、周りを土囲いで囲ったほうがよいのではないかと質問したところ、土囲いの予定はありませんが、今後様子を見ながら、砂利が流れ出すようならば土囲いも考えていきたいとのことでした。

以上のことから、特に問題のない案件であり、審査会でも許可すべきと決定いたしました。

お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号1番から2番につきましては、許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から13ページの報告事項6について、ご報告させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、3月分として、相続による所有権移転により3件の届出を受理しました。

なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、6ページから7ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、3月分として、田1件、36平米、畑12件、4,510平米、合計13件、4,546平米の届出を受理しました。

次に、8ページから10ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田3件、3,283平米、畑19件、5,993平米、合計22件、9,276平米の届出を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについてですが、2件を県知事宛てに送付しました。

次に、12ページ、報告事項5 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、1件交付しました。

次に、13ページ、報告事項6 令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてですが、議案参考資料10ページから12ページをご覧ください。

10ページについては、令和7年度に設定した目標と目標に対する実績となっております。

11ページ及び12ページについては、実績に相当する達成状況の点数表が載っております。

まず、10ページの表を左から順番に読み上げますと、1の(1)農地の集積については、目標集積率が36.4%に対し、実績の今年度末の集積率は39.7%でした。(2)遊休農地の解消等について、目標の緑区分解消面積が1.2ヘクタールに対し、実績の緑区分の解消面積は1.5ヘクタールでした。(3)新規参入促進については、目標の同意・公表面積が0.38ヘクタールに対し、実績の同意・公表面積は0.00ヘクタールでした。

次に、2の最適化活動の活動目標ですが、(1)及び(2)については、目標に対し同じ日数、同じ回数でした。(3)については、目標1回に対し実績はゼロ回でした。

次に、3の点検・評価結果ですが、農業委員会の点検・評価については、目標に対し期待を上回る結果が得られた。推進委員等の点検・評価については、目標に対し期待どおりの結果が得られたとなりましたので、ご承知おきください。

最後に、11ページ及び12ページの点数表において、今読み上げました実績を点数表に照らし合わせますと、色がついた項目が該当になりますので、ご承知おきください。

事務局からの報告事項は以上となります。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年5月総会を終了いたします。

閉会 午前10時26分